


# 報道機関各位

令和元年（2019年）7月9日（火）15時00分 配付

項目	伝染性紅斑警報の発令について
配付資料	伝染性紅斑（リンゴ（ほっぺ）病）の流行について（警報）
内容及び報道に当たってのお願い	<p>令和元年（2019年）第27週（令和元年（2019年）7月1日～7月7日）において、紋別保健所管内の定点からの伝染性紅斑患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。</p> <p>なお、管内市町村、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <p>※警報レベル：1 定点医療機関当たり伝染性紅斑患者報告数が1週間で2人以上</p> <div data-bbox="422 952 1468 1332" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>&lt;伝染性紅斑予防のポイント&gt;</p><ol style="list-style-type: none"><li>1 手洗い・うがいなどの予防対策をしましょう。</li><li>2 妊婦などは、胎児感染のおそれがあるので感冒様症状の者に近づくことを避けましょう。</li></ol></div>
担当	<p>北海道紋別保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室） 次長 代田 透 電話（0158）-23-3108 FAX（0158）-23-1009</p> <div data-bbox="1157 1500 1500 1724" style="text-align: right;"><p>オホーツク クール</p></div> <p>※この発表についてのお問合せは、17：30までに上記へお願いします。</p>

# 伝染性紅斑（リンゴ（ほっぺ）病）の流行について（警報）

令和元年（2019年）7月9日（火）15時00分

北海道紋別保健所

電話：0158-23-3108

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第27週（令和元年（2019年）7月1日～7月7日）において、紋別保健所管内の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、紋別保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

## 記

### 1 伝染性紅斑の感染予防

伝染性紅斑は、まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多いので、手洗い・マスクをするなどの予防策に努めてください。

現在のところワクチンはありません。妊婦などは、胎児感染のおそれがあるので、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避けてください。

### 2 伝染性紅斑とは

頬に出現する蝶翼状の紅斑を特徴とし、小児を中心としてみられる流行性発疹性疾患で、通常は飛沫又は接触感染です。その特徴から「リンゴ（ほっぺ）病」と呼ばれることがあります。

5歳から9歳までの子どもが多く発症し、ついで0歳から4歳の発症が多くみられます。

まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多く、この時期がウイルスの排出量が最も多くなります。その後、1週間程度してから頬に赤い発疹が現れ、続いて手や足に網目状、レース状、環状などの発疹がみられます。また、胸部背部にも出現することがあります。

発疹は1週間前後で消失しますが、中には長引いたり、一度消えた発疹が短期間のうちに再び出現することがあります。

成人では、関節痛・頭痛などを訴え、関節炎症状を発症することがありますが、ほとんどは合併症を起こすことなく自然に回復します。

### 3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況(表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人)

	第23週 (6/3～6/9)	第24週 (6/10～6/16)	第25週 (6/17～6/23)	第26週 (6/24～6/30)	第27週 (7/1～7/7)
紋別保健所	0.67	0.00	0.00	0.00	3.00
全道	0.65	0.66	0.73	0.97	-
全国	0.71	0.67	0.93	0.90	-

※第27週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数(人)	2	1